

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 二三三
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 二三三
- 計量器の定期検査を実施する件 二三三
- 土地改良法により換地処分をした件 二三三
- 公告
○ 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 二三三
- 土地改良事業の工事の完了について届出があった件 二三三
- 一般競争入札を行う件 二三三
- 福島県病院局
○ 公金の収納の事務を委託した件 二三三

告 示

福島県告示第三百五十五号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和七年五月十一日救急病院として認定した。
 令和七年五月十六日

名称	所在地	福島県知事 内堀雅雄
公立大学法人福島県立医科大 学会津医療センター附属病院	会津若松市河東町谷沢字前田 二二番地二	認定有効期限 令和一〇年五月一〇日

（地域医療課）

福島県告示第三百五十六号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一

項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年五月十六日から同年六月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。
 令和七年五月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 フレスポいわき泉町 福島県いわき市泉町下川字薬師前百十一番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
 - 1 騒音の発生に係る事項
 騒音規制法に基づく特定事業場ではないため、規制基準はかからないが、特定事業場に該当する施設の変更・追加等を行った場合は、基準を遵守すること。
 - 2 その他
 営業時間変更後、苦情等が申し立てられた場合には、関係機関に指導等を仰ぎ、対応すること。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
 意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第三百五十七号
 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
 令和七年五月十六日

福島県知事 内堀雅雄

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
南会津郡檜枝岐村	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	六月一七日 午後一時四十分から 午後二時三十分まで	道の駅尾瀬檜枝岐山旅案内所
同 郡南会津町		同 午後三時三十分から 午後四時一十分まで	南会津町伊南会館
		六月一八日 午前九時三十分から	南会津町南郷総合支所

検査区域	同 町 郡只見	同 町 郡南会	同 町 郡南会	同 町 郡南会
	同 町 郡只見	同 町 郡南会	同 町 郡南会	同 町 郡南会
対象となる特定計量器	同 午後二時から 午後四時まで	同 午後二時から 午後四時まで	同 午後二時から 午後四時まで	同 午後二時から 午後四時まで
	同 午後二時から 午後四時まで	同 午後二時から 午後四時まで	同 午後二時から 午後四時まで	同 午後二時から 午後四時まで
検査の期日	午前一二時まで	六月二五日 午前九時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで	六月二六日 午前九時三〇分から 午前一二時まで	六月二七日から七月二 八日まで（土曜日、日 曜日及び祝日を除く。） 午前九時から 午前一一時三〇分ま で 午後一時から 午後三時まで
	只見町役場町下 庁舎	明和公民館	南会津町御蔵入 交流館	福島県計量検定 所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

南会津郡檜枝岐村、
同郡只見町、同郡南
会津町及び下郷町
非自動はかり、分銅及びおもり
一〇月一日から二月一
九日まで（土曜日、日曜
日及び祝日を除く。）
（計量検定所）

福島県告示第三百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
令和七年四月二十五日右田・海老地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。
令和七年五月十六日

福島県知事 内堀 雅 雄
（農村基盤整備課）

公 告

公告第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次の
とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
令和七年五月十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称	柳津町土地改良区	住所	河沼郡柳津町大字柳津字新町甲一〇〇八番地
退任した役員	氏名	住 所	同 同
理事	遠藤 勇二	同	同 同
同	齋藤 好夫	同	同 同
同	齋藤 健太	同	同 同
同	齋藤 勇人	同	同 同
同	小林 銀一	同	同 同
同	猪野 了	同	同 同
同	齋藤 幹夫	同	同 同
同	齋藤 健	同	同 同
同	小林 善一	同	同 同
同	井関 健一郎	同	同 同
同	新井田 健一	同	同 同
同	田崎 信二	同	同 同
同	小林 一栄	同	同 同
就任した役員		同	同 同

役別	氏名	住所
理事	小林 銀一	河沼郡柳津町大字細八字池ノ尻乙二一三四番地
	岩佐 亮	同 郡同 町大字柳津字一王町甲四〇番地
	齋藤 雄	同 郡同 町大字郷戸字石神甲一六番地
	齋藤 健太	同 郡同 町大字柳津字家ノ北丙八一六番地
	齋藤 正史	同 郡同 町大字柳津字宮ノ下丙二七番地
	猪野 了	同 郡同 町大字細八字居平甲一二九二番地
	齋藤 幹夫	同 郡同 町大字飯谷字宮田甲二二五番地
	齋藤 健	同 郡同 町大字藤字古市一三六二番地
	菊地 義親	同 郡同 町大字五疊敷字下ノ湯五八番地
	鈴木 研一	同 郡同 町大字大成沢字前田甲三五五番地
	杉原 宏一	同 郡同 町大字羊小屋字居平五〇四番地
	小島 君子	同 郡同 町大字大柳字中屋敷甲三二番地
	田卷 光広	同 郡同 町大字細八字居平甲一二三六番地

(農村計画課)

公告第九十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
令和七年五月十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称
母畑地区土地改良区

退任した役員	氏名	住所
理事	塩田 邦平	須賀川市小倉字新屋敷三一番地二
	吾妻 誠	郡山市田村町大善寺字上新屋敷一八番地
	黒澤 健一	同 市田村町守山字権現壇一〇〇番地の四
	矢吹 光一	同 市田村町岩作字坂ノ上一八番地
	塩田 隆	同 須賀川市塩田字石戸屋一五二番地
	安田 幸和	同 市下小山田字早稲田二二三番地
	溝井 光夫	同 市雨田字十三仏一一番地
	須田 忠一	同 市大栗字堰ノ入三番地
	関根 広重	同 市狸森字上薑一〇九番地
	須釜 泰一	同 石川郡玉川村大字吉字池ノ上一二番地
	塩澤 邦章	同 郡同 村大字岩法寺字中ノ町五一一番地
	須藤 久一	同 郡同 村大字川辺字和尚平八〇番地
	塩澤 重男	同 郡同 村大字南須釜字荻ノ田六七番地
	首藤 剛太郎	同 郡石川町字松木下一〇二番地

就任した役員	氏名	住所
理事	塩田 邦平	須賀川市小倉字新屋敷三一番地二
	三本木 久夫	郡山市田村町正直字南一四番地の一
	黒澤 健一	同 市田村町守山字権現壇一〇〇番地の四
	矢吹 光一	同 市田村町岩作字坂ノ上一八番地
	塩田 隆	同 須賀川市塩田字石戸屋一五二番地
	関根 隆雄	同 市小作田字欠ノ下一二五番地一二
	溝口 栄康	同 市雨田字上大五郎内二二番地二
	須田 忠一	同 市大栗字堰ノ入三番地
	関根 弘	同 市狸森字関谷一二番地
	須釜 泰一	同 石川郡玉川村大字吉字池ノ上一二番地
	小林 金喜	同 郡同 村大字竜崎字糺屋九八番地一
	白旗 正彦	同 郡同 村大字川辺字中沖一一八番地の一
	阿部 金四郎	同 郡同 村大字南須釜字南宿七一番地
	首藤 剛太郎	同 郡石川町字松木下一〇二番地
	近内 繁治	同 町大字中野字福貴田七八番地の二
	相楽 秀一	同 郡同 町大字曲木字源平一三番地の二
	遠野 重和	同 郡同 町大字湯郷渡字前ノ内一二三番地
	塩沢 平治	同 郡同 町大字沢井字十三塚三五番地
	江尻 茂雄	同 郡同 町大字赤羽字新宿四八番地
	前田 茂一	同 郡同 町字成亀一〇一一番地
	金澤 洋一	同 白河市東上野出島字中峯二七番地
	佐久間 進	同 市東下野出島字字井一八一番地
	吾妻 誠	同 郡山市田村町大善寺字上新屋敷一八番地
	草野 傳明	同 石川郡石川町大字曲木字仲ノ内九〇番地
	鈴木 正行	同 白河市東下野出島字鶴見山一七番地四
	南條 武義	同 石川郡石川町大字坂路字反田六五番地

(農村計画課)

公告第九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。
令和七年五月十六日

土地改良事業を行つた者の名称	地区名	土地改良事業の種類	施行認可の年月日	福島県知事	内堀雅雄
磐城小川江筋土地改良区	小川江筋地区	令和六年度小川江筋地区土地改良施設突発事故復旧事業（補助）	令和六年八月二三日		
			令和七年三月二七日		

（農村計画課）

公告第97号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける国道289号・（仮称）平石山トンネル工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年5月16日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする建設工事の件名及び数量
国道289号・（仮称）平石山トンネル工事 一式
- (2) 工事番号 第25-41360-0023号
- (3) 路線名 国道289号
- (4) 工事箇所 福島県南会津郡只見町大字叶津地内
- (5) 工事概要
トンネル工 L=655.1m、W=6.0(7.0)m
掘削工（NATM工法） L=611.0m
覆工コンクリート工 L=610.0m
- (6) 履行期限 令和10年9月29日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 構成員の全てがアからカまでに掲げる条件を全て満足している者であること、当該共同企業体の代表である構成員がキからケまでに掲げる条件を全て満足している者であること及び共同企業体の代表である構成員以外の構成員がコに掲げる条件を満足している者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項の

- いずれにも該当しない者であること。
- イ 福島県の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者にあつては、3に掲げる日から開札の日までの期間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- ウ 土木工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の土木一式工事の項に規定する土木工事業をいう。以下同じ。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
- オ この公告の時点において有効な、かつ、最新の建設業法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果のうち、土木一式工事の総合評定値が850点以上であること。
- カ 1級土木施工管理技士の資格を有し、土木工事業に対応した監理技術者資格者証（建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証をいう。以下同じ。）の交付を受け監理技術者講習（建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。以下同じ。）を修了している者（当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。
- キ この公告の時点で有効かつ最新の経営事項審査の結果のうち、土木一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- ク 3に掲げる日の時点において、内空断面積（覆工後の内空面積をいう。以下同じ。）が40㎡以上かつ施工延長が500m以上のトンネルの掘削（NATM工法）及び覆工の両方の工事を単独で又は共同企業体の構成員（出資比率が20%以上の場合のものに限る。）として同一トンネルで施工した実績を有する者であること。
- ケ 1級土木施工管理技士の資格を有し、土木工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け監理技術者講習を修了している者で、3に掲げる日の時点において、内空断面積が40㎡以上かつ施工延長が500m以上のトンネルの掘削（NATM工法）及び覆工の両方の工事の施工管理経験（監理技術者又は主任技術者としての施工経験をいう。）を同一トンネルで有する者（当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。
- コ 3に掲げる日の時点において、内空断面積が40㎡以上のトンネルの掘削（NATM工法）及び覆工の両方の工事を単独で若しくは共同企業体の構成員（出資比率が20%以上の場合のものに限る。）として同一トンネルで施工した実績を有する者又は内空断面積が40㎡以上のトンネルの掘削（NATM工法）及び覆工の両方の工事を下請として同一トンネルで施工した実績を有する者であること。
- (2) 構成員は、2者又は3者であること。
- (3) 自主結成であること。
- (4) 各構成員の出資比率は、20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。
- (5) 構成員は、他の共同企業体の構成員として本件入札に参加しないこと。
- (6) 当該工事の施工計画が適切である者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
この入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)のウ及びオからコまで、(2)から(4)まで並びに(6)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、技術提案書と併せて、令和7年6月13日（金）午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号967-0004 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1
福島県南会津地方振興局出納室
電話0241-62-5352
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和7年5月16日（金）から同年7月22日（火）まで（土

- 曜日及び日曜日並びに同月21日を除く。)の午前9時から午後5時まで
なお、福島県南会津地方振興局出納室のウェブサイトからダウンロードして入手することができる。
- 5 入札説明書等の配布に関する事項
次により、入札説明書、入札心得、仕様書、申請書等を配布する。
なお、福島県南会津地方振興局出納室のウェブサイトからダウンロードして入手することができる。
- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
(3) その他 郵便による配付を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年7月22日(火)午後5時までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所
(1) 日時 令和7年7月23日(水)午前10時
(2) 場所 福島県南会津合同庁舎2階会議室(福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1)
(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年7月22日(火)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書及び入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札方法
(1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。
(2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 本件は、低入札価格調査制度適用工事である。
- 11 落札者の決定の方法
(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、当該工事に係る技術提案が最低限の要求要件を全て満足している者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とする。
評価値 = 技術評価点 ÷ 評価値算出価格 × 10,000,000
ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。
イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。
ウ 標準点は、3の入札参加資格の確認を受けた場合に付与される点であって、その点は100点とする。
エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。
オ 評価値算出価格は、基準価格設定型により設定する。
(2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定する。
(3) 入札結果の公表

落札者を福島県報で公告する。また、入札結果表を福島県南会津建設事務所のウェブサイトに掲載する。

12 契約の成立

本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人の役員又はその使用人）が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないとき認めるときは、契約を締結しない。

なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

13 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準（福島県土木部）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(4) 本工事は、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（技術管理課ウェブサイト：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/torikumi.html>参照）を適用し積算している工事である。

(5) 本工事は、「土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領」（技術管理課ウェブサイト：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/shuukyuuufutuka.html>参照）の対象工事である。

受注者は、試行要領に定める事項について遵守しなければならない。

(6) 本工事は、「福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」（技術管理課ウェブサイト：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/ccus.html>参照）の対象工事である。

受注者は、試行要領に定める事項について遵守しなければならない。

本工事の発注方式は、受注者希望型である。

(7) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the contract: Construction work of the Hiraishiyama Tunnel (tentative name) on National Route 289 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 23 July 2025

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 22 July 2025

(4) Contact point for the notice: Treasury Office, Minami-Aizu Development Bureau, Fukushima Prefectural Government, 4277-1, Negoya-kou, Tajima, Minami-Aizu Town, Minami-Aizu County, Fukushima 967-0004 Japan
TEL 0241-62-5352

（南会津地方振興局出納室）

福島県病院局告示第2号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下「改正法」という。）附則第2条第4項において準用する同条第3項によりなお従前の例によることとされる改正法附則第7条による改正前の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和7年5月16日

福島県病院事業管理者 挾 間 章 博

1 委託した事務の範囲及び内容

福島県立ふくしま医療センターこころの杜、福島県立宮下病院及び福島県立南会津病院における診療費等の収納の事務

2 受託者の名称及び所在地

(1) 福島県立ふくしま医療センターこころの杜及び福島県立宮下病院の受託者

株式会社ソラスト 東京都港区港南二丁目15番3号

(2) 福島県立南会津病院の受託者

株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

3 収納の事務を委託する期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（病院経営課）